

事業所防災リーダー通信 vol.21

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<< 事業所防災リーダー必携②1 >>

企業の方などから東京都に寄せられた防災に関するご質問のうち、よくあるものを取り上げました。
防災対策の参考にしてみてください。



Q 企業は発災時に備えて従業員用の物資の備蓄に努めるとのことですが、テレワーク等が進み、常に出社している従業員は全体の50～60%程度です。
厳格に全従業員分の備蓄を用意する必要がありますか。

A 東京都帰宅困難者対策条例では、事業者は、従業員の一斉帰宅を抑制するために、事業所の施設内で待機ができるよう、「**従業員の三日分の飲料水、食料、その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない**」（同条例第7条第2項）とされています。

その趣旨は、**発災直後から大勢の人が帰宅してしまうことによる混乱を防ぐ**という目的のために、発災時や直後に職場にいるであろう従業員がそのまま3日間待機できる量を備えていただきたい、ということです。

そのため発災時や直後に「**実際に**」**職場にいる従業員数をもとに備蓄をしていただく**ことで構いません。

ただし、時々でも全従業員が職場に一斉出社する機会がある、などの場合は、一斉出社の際に発災する最悪のケースを想定し、全従業員分を備えておくほうが望ましいでしょう。

